

令和6年度第1回 三郷町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和6年8月27日（火） 午後2時00分から午後2時30分まで
場 所 三郷町役場 2階 第2会議室
出席者 （委 員）辰己会長、先山委員、紀川委員、吉良委員、西川委員、菅田委員
（三郷町）木谷町長、池田副町長、辰巳部長、【事務局】高塚課長、森田主任
欠席者 なし

○開会
事務局

只今より、令和6年度第1回三郷町国民健康保険運営協議会を開会致します。
会議に先立ち、木谷町長よりご挨拶申し上げます。

○町長あいさつ

町長

皆さまこんにちは。本日は、大変暑い中、役場までお足をお運びくださいまして本当にありがとうございます。皆さま方におかれましては、国民健康保険事業の運営のみならず、様々な分野で町政にお力添えいただいていることを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

さて、国民健康保険を取り巻く環境というものは、高齢化、そして医療の高度化によりまして、1人当たりの医療費が伸び続ける一方、被保険者の数がどんどんと減り続けている状況で、大変厳しい状況になっております。その様な中でも国民健康保険制度の持続可能なものにするべく、平成30年度から国民健康保険運営の都道府県単位化が始まり、令和6年度より県内すべての市町村で保険税率を統一されたところでございます。

本日は、その県内統一化の前年となる令和5年度の決算状況について、ご説明をさせていただく予定です。皆さま方の活発なご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○委員紹介

事務局

ありがとうございました。

次に、当協議会の委員に交代がありましたので、ご報告いたします。

まず、本年5月9日付けで三郷町議会議長が、先山 哲子議員から辰己 圭一議員に、文教厚生常任委員会委員長が、澤 美穂議員から先山 哲子議員に代わられました。これに伴いまして、当協議会におきましても、辰己議長に委員就任いただき、先山委員には継続で、それぞれ当協議会の委員を務めていただきます。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

公益を代表する委員として、三郷町議会 議長 辰己 圭一様でございます。

同じく、三郷町議会 文教厚生常任委員会 委員長 先山 哲子様でございます。

次に、国民健康保険医を代表する委員として、紀川 伊克様でございます。

同じく、吉良 要様でございます。次に、被保険者を代表する委員として

西川 隆清様でございます。同じく、菅田 久枝様でございます。

続きまして、町側の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶いただきました、木谷町長でございます。池田副町長でございます。

○会長選出

事務局

辰巳住民福祉部長でございます。最後に、事務局の紹介です。保険課課長の高塚でございます。そして、本日司会を務めさせていただきます、私保険課の森田でございます。よろしくお願いいたします。

次に、会長選出に移りたいと思います。

会長の選出につきましては、三郷町国民健康保険運営協議会規則第3条第1項の規定により「公益を代表する委員のうちから選出する」となっておりますので、慣例により、公益を代表する委員のうち、辰巳委員に会長職をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

——— 賛同の声 ———

辰巳委員、恐れ入りますが、会長席をお願い致します。

(辰巳委員、会長席へ移動)

それでは、辰巳会長、一言ご挨拶をお願い致します。

会長

改めまして皆さまこんにちは。ただいま、会長に選出いただきました、辰巳でございます。皆様には、公私ご多忙のところ、また、酷暑の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方のご協力を得ながら、今後、会長を務めて参りたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の主な議事は、令和5年度の三郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)でございます。この後、事務局より報告していただきますが、委員の皆様には、慎重な審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。ここで、木谷町長におかれましては、他の公務のため退席となります。木谷町長、ありがとうございました。

(町長退席)

次に、本日の出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。

委員全員6名の出席がございますので、定足数に達し、本会議が成立していることをご報告いたします。それでは、議事に移りたいと思います。ここからの議事進行につきましては、協議会規則第4条の規定により、議長を辰巳会長をお願い致します。

○議 事

会長

それでは、お手元にお配りしております次第に基づきまして進行致します。

まず、議事1「令和5年度三郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について」事務局に説明を求めます。

事務局

それではお手元の資料につきましては令和5年度国民健康保険特別会計の歳入

歳出会計について、主要な部分を記載させていただいております。簡潔に決算及び決算の概要を報告させていただきます。それでは資料の１ページをお願いします。はじめに歳入歳出の決算総額を申し上げます。歳入 24 億 2798 万 210 円、歳出 23 億 8438 万 531 円、歳入歳出差引 4359 万 9679 円の黒字でございます。黒字となった要因といたしましては、前年度令和 4 年度から約 4043 万円を繰り越したことによるものでございます。なお 前年度繰越金を差し引いた 単年度収支は 316 万 9245 円の黒字となりました。基金残高につきましては表の最下段に記載のとおり令和 5 年度末で、2 億 4213 万 7681 円となっております。こちらは前年度末基金残高 2 億 4208 万 2856 円に預金利息 5 万 4825 円を積み立てたものでございます。2 ページをお願いします。最上段の被保険者数につきましては 4,327 人、前年度比 213 人 4.7%の減でございます。減少した要因といたしましては主に団塊の世代の方が国保から後期へ移行されております。昭和 24 年生まれの方が 75 歳になる令和 6 年度がピークになると言われており、国保の被保険者数の減少は今後もしばらく続くものと見込んでおります。つぎに 3 段目の保険税収納率でございます。現年度は 96.6%、過年度は 24.1%。全体では 87.8%前年度比 1.9 ポイントの増となりました。つぎに最下段の給付状況でございます。保険給付費では 16 億 8403 万 9 千円、対前年度比 1298 万 6 千円 0.8%の減となっております。減となった要因は、被保険者が大きく減ったことによるものでございます。一方ひとり当たりの保険給付費では 38 万 9193 円、前年度比 1 万 5399 円 4.1%の増となりました。増加した主な要因は、診療報酬の見直しによる増でございます。葬祭費は 24 件、前年度比 11 件の減。出産育児一時金は 15 件、前年度比 2 件の増となりました。後発医薬品数量シェアは 78.4%、対前年度比 1.6 ポイントの増となりました。3 ページをお願いします。国民健康保険事業費納付金は、各市町村が徴収した保険税を県に納付するもので本町は 6 億 6601 万 6 千円を納付しており、対前年度比 290 万 3 千円の減となりました。減となった要因は 被保険者が大きく減ったことによるものでございます。続きまして保健事業でございます。保健衛生普及といたしまして、人間ドック助成件数でございます。40 歳から 75 歳未満の被保険者を対象にしており、177 件で前年度比 13 件の減、決算額は 500 万 3 千円となりました。つぎに特定健診受診率につきましては、34.9%で前年度比 0.1 ポイントの減、決算額は 1016 万 8 千円となりました。つぎにどこでも健康トビラ広告につきましては、駅構内ポスターやスマホアプリの広告を活用し特定健診や人間ドック受診の啓発を実施したもので決算額は 66 万円となりました。なお 駅構内ポスターにつきましては 7 月、9 月、12 月に JR 王寺駅 2 箇所 JR 三郷駅 1 箇所に掲示をいたしました。またスマホアプリの広告につきましては、町内 8 箇所 で 月約 5 万回の配信をおこないました。つぎにカラダにごほうびプロジェクトにつきましては、特定健診や人間ドックの受診者全員及びメタボ判定が改善した方に 1,290 枚の QUO カードを進呈し決算額は 135 万 5 千円となりました。最後に ZAP 35 につきましては、運動習慣がなく特定健診等の検診結果で BMI 値が 22 以上 30 未満の方を対象に RIZAP による参加型セミナーを開催し、決算額は 135 万 5 千円となりました。受講者につきましては 1 回目の 10 月に 10 名、2 回目の 3 月に 21 名の参加者がありました。アンケート結果では、ほとんどのの方がセミナーの内容に大変満足され、得た知識をさっそく実践していきたとの回答がありました。以上が決算及び主な事業の概要報告でございます。

会長	説明が終わりましたので、本件について委員の皆様からご質問等ございませんか。
委員	１ページ、基金の利息 54,825 円の事で伺います。これはどのような方法で、例えば定期・国債等の種別及び年数、利息の率等、また毎年同じ方法ですか。
副町長	三郷町の場合、国民健康保険の基金を設けており、またそれ以外にも基金はございます。国民健康保険の基金に関しまして申し上げますと、金融機関の定期預金の１年定期で運用をさせていただいております。その利息が 54,825 円ということですが、基金もいくつかあります。１番最多るものは財政調整化基金ということ町で町の財政全般に関わるものであります。およそ 12 億あまりございます。このうちこれまでは全て金融機関の定期預金で運用しておりましたが、昨今は国債及び SDGS 債など社会貢献につながるような債権を購入し、その債権も運用益を生じますのでそれらの運用も一部させていただいております。前年度末で 7 億円分は国債・企業債等で運用を図り、あと残り 5 億円あまりは定期預金です。１つの金融機関に固定せず幾つかに分散し運用をしております。またそれ以外にも基金はございますが、財政調整化基金以外は基本的に金融機関の定期預金で運用しているのが現状でございます。
委員	利回りは国債・定期預金等で何パーセントですか。また、それぞれの運用実績表はだれでも閲覧可能なのでしょうか。
副町長	運用は会計管理者がしております。当然、決算審査もでございます。その時には企業債等含め、期間及び今年度の利息、配当の報告はございます。しかしその内容につきまして今のところ、無条件に公開はしておりません。
委員	安全性については、どのようなかたちで議論等をしていきますか。
副町長	一番肝心なところになりますので、債券等購入時には色々な情報機関からの情報を参考に安全・確実性を基に検討しております。ハイリターン・ローリスクが一番であると考えております。もちろんリスクの高いもので配当等の高いものもありますが、行政としてその運用は好ましくないと考え、安全性を担保したうえでの債券購入に努めております。
委員	昨年より特定健診受診率向上のため駅やネットでの広報活動をしているが、結果の検証はいつ頃できるのか。具体的な数字はありますか。受診率が上がっていないければ、やり損で無駄遣いに思いますがいかがでしょうか。
事務局	令和 5 年度の特定健診受診率は対前年度、0.1%の減となっております。健診受診されている方は毎年受診されており、未受診の方に受診していただくのが各市町村の課題となっております。三郷町でもインセンティブ事業として駅やネットでの広報活動や受診者への QUO カードの配布を実施しておりますが、現状といた

しまして数字には表れておりません。

副町長

ZAP35 及び駅・ネット広告の事業は令和5年度より開始したものであります。令和6年度予算を計上の際、本件につきまして議論いたしました。健診受診率が大幅に向上するものであれば、その事業については予算増額してでも継続である。しかし、その時点では受診率の向上はありませんでした。よって、駅・ネット広告については規模縮小にて予算化。ただ、ZAP35 については参加者は少ないですが、参加者より高評価であり、継続することで受診率向上に今後つながるであろうという思いで予算化しております。事業開始したばかりでもあるため、検証というところまでに至ってはおりませんが、ある程度動向をにらみながら予算を措置させていただきます。もうしばらくお時間をいただきたく思います。

委員

すぐにとは言っておりません。やる状態になっているのか。3～5 年程度で結果は出てくると思いますので、検証の実施よろしくおねがいします。

委員

三郷町の健診啓発事業についてはわかりました。奈良県等からの調査等で他自治体で効果のあった事業紹介などはないのでしょうか。

事務局

奈良県から他市町村の事業についての報告はあります。例えばショッピングセンターでの啓発など各市町村独自の事業は聞いておりますが、各市町村それぞれ頭を悩ませているところであります。三郷町におきましても、これからより良い地域にあった事業を検討していきたいと思っております。

委員

三郷町国民健康保険の令和5年度収支は300万円の黒字が出たということでした。令和6年度より制度が変わったと聞いていますが、この先も黒字運営ができるのであれば問題は無いのですが、将来赤字にならないかと心配があります。将来的な見通しはありますか。

事務局

令和6年度より奈良県の保険税率の統一化が始まったところです。決算的なものが次年度にはでてまいります。順次検証していく予定であります。

会長

健診の啓発でJR王寺駅・JR三郷駅にはポスター掲示がありましたが、近鉄の信貴山下駅・勢野北口駅には今後掲示はしないのでしょうか。

事務局

近鉄に確認したところ事業受入不可で断られました。JRのみが近隣では事業受入をしていただけております。

会長

他、何かございませんか。ご質問が無いようですので、議事2「その他」に移ります。事務局から何かございませんか。

事務局

法改正により現行の被保険者証は本年12月2日に廃止されます。以降は保険証として登録されたマイナンバーカード『マイナ保険証』を基本とする仕組みに変わります。ただし経過措置として廃止日以降も被保険者証に記載のある有効期

限まで使用可能で、本町では令和7年7月31日まで使用可能としており既に本年3月に発送しています。そこで本年12月2日の廃止に先立ち、被保険者の皆さまに対しまして保険者が保有するデータに誤りがないか、全個人番号しも4ケタのお知らせを本年10月に送付をいたします。経過措置が終了します来年8月1日からの対応につきましてはマイナ保険証をお持ちの方は本人の資格情報が把握できるお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方は現行の被保険者証に代わる資格確認書をそれぞれ来年7月に交付いたします。なお現在マイナ保険証をお持ちの方は6割、お持ちでない方は4割となっています。

委員 来年7月には保険証がなくなることは存じております。しかしマイナナンバーカード自体を拒否されている方もおられます。マイナ保険証に移行できない方は保険診療等どのような扱いになるのでしょうか。

事務局 マイナ保険証をお持ちでない方も、不利益が無いように資格確認書にて今まで通り保険診療を受けていただけます。

委員 資格確認書というのは有効期間はあるのでしょうか。来年7月以降3～5年など決められていますか。

事務局 基本的には1年間です。令和7年8月1日から令和8年7月末までになります。

委員 医療機関によっては読取機械の設置がなく、マイナ保険証が利用できないところもあります。町内の医療機関で利用できないところもあります。利用者に向けて町よりお知らせ等はする予定はありますか。

事務局 今のところ町よりマイナ保険証を利用できない医療機関のお知らせをする予定はございません。読取機械の設置がない医療機関では資格確認書にて対応していただくこととなります。

会長 その他、委員の皆様より何かご質問等ございませんか。

(質問者なし)

他に無いようですので質疑をうちきります。本日の議事は、全て終了致しました。以上をもちまして、令和6年度第1回三郷町国民健康保険運営協議会を閉会致します。本日は、ご苦勞様でした。